

豊臣秀吉の朱印状

—人間文化学部地域文化学科購入古文書の紹介—

東 幸 代

人間文化学部 地域文化学科 准教授

はじめに

数年前、地域文化学科は、滋賀県に関係する内容をもつ豊臣秀吉(1536～98年)朱印状を購入した。古書店にて販売されていたものであったが、県内の博物館学芸員をはじめとする歴史研究者らがその県外流出を危惧し、県内に留めておきたいとご尽力のうえ本学にご相談をいただいた結果である。

本史料は、本学への搬入後、その年のオープン・キャンパスの際に交流センターにおいて解説のうえ一般公開された。現在は、本学図書情報センターにおいて保管されている。

秀吉の発給文書は、三鬼清一郎氏によって精力的に集成がすすめられ、『豊臣秀吉文書目録』・『同(補遺1)』¹⁾が発行されたが、そこに本史料は収録されていない。当時は研究者の間でも、その存在が知

られていなかった史料のようである。その後、三鬼氏を中心とする研究会によって秀吉発給文書の集成が進んでおり、このたび、『豊臣秀吉文書集』全9巻²⁾の刊行が始まった。現在確認される秀吉発給文書は、約7000通とのことであるが、本学所蔵の本史料も何かしら資するところがあると考え、遅まきながら紹介する次第である。

1 豊臣秀吉朱印状の概要

料紙は檀紙(楮で漉いた厚手で白く皺のある高級紙)であり、写真で確認できるように折紙の形状である。軸装の痕跡はなく、裏打ち等も施されておらず、若干の汚れはあるものの、状態は良好である。法量は縦46.3cm×横62.4cm。

本学搬入時、檀紙の包紙につつまれていたが、

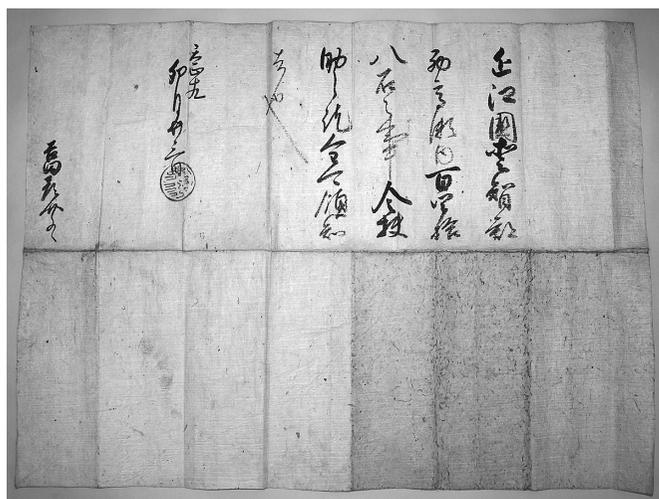


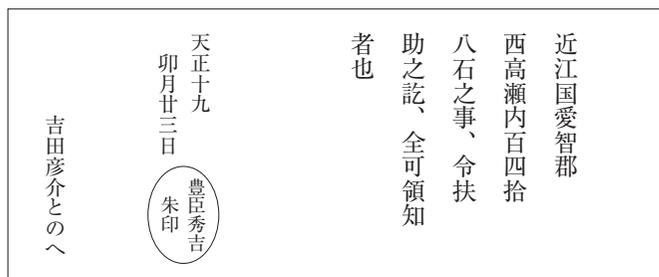
写真1 豊臣秀吉朱印状



写真2 包紙



写真3 文箱



〔釈文〕

この包紙は比較的新しいものである。また、鶴の蒔絵が施された漆塗りの文箱に入れられていた。包紙、箱ともに文字などは記されておらず、いつの段階で本史料に附属したものかは不明である。

2 朱印状の内容

本史料は、年月日の下部に秀吉の朱印が押されているため、豊臣秀吉朱印状とされるものであるが、その内容は、一般に領知宛行状と称されるもので、領主から家臣へ知行を下給する際に発給されるものである。天正19年(1591)4月23日、吉田彦介という人物が、西高瀬の内領知148石を秀吉から与えられた時のものである。朱印の据えられた領知宛行状を、特に領知朱印状と呼ぶことがあり、本稿もこの表現にしたがう。

あてがわれている「西高瀬」という名称の村は、愛知郡内には存在しない。しかし、類似の名称をもつ近世村に、「高野瀬村」(豊郷町高野瀬)があり、この村を差す可能性が高い。この領知朱印状発給の翌5月、「江州愛智郡内御藏入所々目録」(芦浦観音寺文書³⁾)と題される秀吉朱印状が蔵入地(秀吉直轄地)代官であった芦浦観音寺宛てに発給されているが、蔵入地一覧の中に、「一、四百拾四石九斗八升 東高野瀬村」とあり、この時期には、村落が東・西に分かれて把握されていたのであろう。

上の地図は、明治期の高野瀬周辺の地図である。この地図によれば、高野瀬は「高野瀬」と「高野瀬里」に集落が分かれているようであり、西側に位置する高野瀬里が、「西高瀬」に該当する可能性がある。あるいは、隣接する「大町」が、もとは高野瀬村の枝郷であったことから「西高瀬」に該当する可能性もある。

また、現在のところ、宛所の「吉田彦介」についても判然としない。秀吉の馬廻衆(大将を護衛して戦う直轄軍。また、その人々)のなかに、「吉田彦四郎」という人物がおり(『戦国人名辞典』⁵⁾)、その親族の可能性があろうか。あるいは、同じ愛知郡内の南蚊野村(愛荘町南蚊野)を拝領した「吉田平内」なる人物⁶⁾と関係があろうか。

以上のように、本史料の内容には検討の余地がある。



【関係地図】(4)

3 発給の背景

同日発給の領知宛行状 一般に、領知宛行状が発給されるのは、支配関係の変化や領知の増加(加増)等を契機とする。秀吉発給の領知宛行状は数多く残されているが、近江国内において、本史料と同日付で発給された領知宛行状は、30通を超える。

豊臣秀次の近江国支配 領知宛行状の複数同日発給の背景を説明するには、豊臣政権の近江国支配について少し遡る必要がある。

織田信長(1534～82年)の後継者となった秀吉は、天正11年に近江国の検地を行い、直臣団を近江国内に配置した。本学の所在する彦根には、佐和山城に堀秀政が置かれる。その後、秀吉は天下一統を推し進める過程で、天正13年7月に関白に就任し、同年閏8月に羽柴秀次(1568～95年：秀吉の姉の子で秀吉の養子となる)に近江国内20万石をあてがい、八幡山城(近江八幡市)に入れる。この時、秀次の補佐役家臣として、中村一氏(水口)・堀尾吉晴(佐和山)・山内一豊(長浜)・田中吉政(八幡)・一柳直末(美濃大垣)の「宿老」と呼ばれる5名の者がつけられた。秀次らの所領は、領知目録が残されていないため石高のみしか明らかになっていないが、先行研究⁸⁾では、蒲生郡は一郡規模で秀次領化、野洲郡は秀次領が確認される、甲賀郡は宿老分領、坂田郡も宿老分領、浅井郡は秀次領か宿老分領があったとしている。すなわち、右記の5郡を中心に秀次領と宿老分領計43万石が設定されたと考

【表】近江国を対象とする天正19年4月23日付秀吉領知宛行状⁽⁷⁾

| 宛所 | 郡 | 村(地域名) | 石高(石) | 出典 |
|-------------|----------|---------------|---------|-------------------|
| 江戸大納言(徳川家康) | 野洲・甲賀・蒲生 | | 90000 | 大谷文書 |
| 八幡社人中 | 坂田 | 八幡庄内 | 170 | 長浜八幡神社文書 |
| 惣持寺 | 坂田 | 竜巖院内 | 120 | 惣持寺文書 |
| 城(成)菩提院 | 坂田 | 柏原内 | 150 | 成菩提院文書 |
| 舎那院 | 坂田 | 八幡庄内 | 20 | 舎那院文書 |
| 神照寺 | 坂田 | 福永庄内 | 150 | 神照寺文書 |
| 多羅尾久八(光雅) | 甲賀 | 信楽内 | 3800 | 記録御用所本古文書 |
| 山岡後家 | 栗太 | 下笠村内 | 50 | 山岡文書 |
| 羽柴藤十郎(織田信高) | 神崎 | 山上内山田村・前野村 | 1060 | 記録御用所本古文書 |
| 服部土佐守(正栄) | 蒲生 | 田井村内 | 117.3 | 鈴木文書 |
| 服部太郎八 | 蒲生 | 田井村内 | 200 | 鈴木文書 |
| 畠山式部大輔 | 蒲生 | | 11385.5 | 古証文 |
| 新庄東玉入道(直忠) | 蒲生 | 日野大谷村 | 215.2 | 記録御用所本古文書 |
| 吉田彦介 | 愛智 | 西高瀬内 | 148 | ★本学所蔵 |
| 吉田平内 | 愛智 | 南蚊野村 | 100 | 『名古屋叢書続編18 士林浜廻2』 |
| 安井次右衛門尉 | 愛智 | 中一色村 | 418 | (滋賀県立安土城考古博物館所蔵) |
| 森十蔵 | 愛智 | 園村内 | 100 | 鉄屋水野文書 |
| 真野新太郎(重則) | 愛智 | 北花津村内 | 103 | 記録御用所本古文書 |
| 真野駒蔵 | 愛智 | 殿村 | 170 | 記録御用所本古文書 |
| 伏屋小兵衛(為長) | 愛智 | 円寿寺内 | 100 | 記録御用所本古文書 |
| 蜂屋市左衛門尉(正宅) | 愛智 | 吉田村之内 | 500 | 記録御用所本古文書 |
| 西川内蔵 | 愛智 | 屋守村内 | 50 | 西川文書 |
| 長命寺 | 愛智 | 平流郷内 | 100 | 長命寺文書 |
| 比留与十郎(正吉) | 愛知 | 吉田村之内 | 230 | 記録御用所本古文書 |
| 今枝勘右衛門尉 | 愛智 | 愛智川村之内 | 100 | 壺筒集残編 |
| 猪子内匠頭(一時) | 愛智 | 西手村之内 | 200 | 記録御用所本古文書 |
| 飯田源一郎 | 愛智 | 押立郷下一色村之内 | 300 | 弘文荘古文書目録 |
| 多賀不動院 | 犬上 | 多賀庄内 | 324 | 多賀神社文書 |
| 竹生嶋 | 浅井 | 早崎浦内 | 300 | 竹生島文書 |
| 称名寺 | 浅井 | 尊勝寺村内 | 63 | 称明寺文書 |
| 実才庵 | 浅井 | 尊勝寺村内 | 50 | 実才庵文書 |
| 知善院 | 浅井 | 下八木之内・西草野大村之内 | 30 | 知善院文書 |
| 小谷寺 | 浅井 | 小谷内 | 44.13 | 小谷寺文書 |

えられるのである。愛知郡の郡名がみられないが、田中吉政の所領が愛知川村にあったと推測されており、湖東・湖北地域の大部分を秀次領や宿老分が占めていたと考えてよからう。

秀次の転封 天正18年7月、秀吉の関東征服を機として、秀次は織田信雄(1558～1630年：織田信長息)の旧領であった尾張国清洲(名古屋市)へ転封となり、近江の所領支配は変化をきたす。宿老たちも三河国・遠江国・駿河国へ配置換えとなる。

こうした状況のなか、天正19年閏1月以降4月にかけて、近江国内では検地が実施され、新たな知行割がすすめられた。そして4月23日、徳川家康の在京賄料地9万石をはじめとして、給人知行地や寺社領として蒲生・愛知・坂田郡などがあてられた。解体した秀次領と宿老分領とが、いったん御藏

入して、あてがわれたものと考えられる。

本学の領知朱印状は、こうした流れのなかで、発給されたものである。

おわりに

本史料は、前述のように宛所など不明な点が残されており、紹介はしたものの幾分すっきりしない。関係資料の博捜を続ける必要があろう。

豊臣秀次、及びその宿老たちの旧領が全て再配分されたと考えるならば、秀吉による領知宛行状は、現状で把握されている以上に存在したと考えられる。秀吉文書の集成が進めば、今後、秀次時代を含めた豊臣期の近江国の所領配置や支配の様相が明らかになる可能性がある。その際に本史料が裨益することをのぞむ。

本学としては、近江国内の各地域における豊臣期の様相や、近江国のもった歴史的意義に迫るために、この史料の保存と、地域史研究における活用をすすめていきたいものである。

【謝辞】 本稿の作成にあたって、長浜城歴史博物館の太田浩司氏、及び安土城考古博物館の高木叙子氏より関連資料の提供を受けました。記して御礼申し上げます。

注

- (1)三鬼清一郎編『豊臣秀吉文書目録』（1989年）、同編『豊臣秀吉文書目録（補遺1）』（1996年）。
- (2)名古屋市博物館『豊臣秀吉文書集』（吉川弘文館）。第1巻は2015年刊行。
- (3)『芦浦観音寺—草津市史資料集6—』（草津市教育委員会、1997年）。
- (4)大日本帝國陸地測量部二万分一地形図。
- (5)高柳光壽・松平念一『戦国人名辞典』（吉川弘文館、1962年）。
- (6)のちに尾張藩士となる（『名古屋叢書続編18 士林浜河2』、名古屋市教育委員会、1967年）。
- (7)注(1)・(6)書、下山治久編『記録御用所本古文書』上・下（東京堂出版、2000・01年）より作成。
- (8)藤田恒春「豊臣秀次と近江の所領支配」（三鬼清一郎編『織豊期の政治構造』、吉川弘文館、2000年、後、同『豊臣秀次の研究』、文献出版、2003年、に収録）。